

石岡市告示第 689 号

条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 13 日

石岡市長 戸井田 和之

1 入札に付する事項	
件名	令和 8 年度石岡市 O A 機器売払
履行場所	石岡市役所本庁舎 石岡市石岡一丁目 1 番地 1
業務概要	・ O A 機器の買取 ※詳細は「令和 8 年度石岡市 O A 機器売払仕様書」のとおり 石岡市公式ホームページより閲覧すること。
履行期間	契約日の翌日から令和 8 年 12 月 11 日まで
予定価格	金 920,700 円（税抜き）
入札保証金	免除
契約保証金	石岡市財務規則第 145 条第 1 項により納めること。ただし、同項のいずれかに該当した場合は、全部又は一部を免除する。
担当課	総務部 情報政策課

2 入札参加資格

本入札における競争入札参加資格は、開札前に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。

- （1）令和 8・9 年度石岡市競争入札資格審査申請の有資格者名簿に登載されていること。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- （3）プライバシーマーク（P マーク）又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、情報セキュリティ管理を適切に行う体制が整備されていること。
- （4）機器（ハードディスクを含む）について、廃棄を行う場合は産業廃棄物収集運搬業許可を受けていること。
- （5）古物営業法に基づき、事業所所在地における古物商許可を受けていること。

3 設計図書等の閲覧

- （1）閲覧期間：告示日から令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 5 時まで
- （2）閲覧方法：石岡市公式ホームページよりダウンロードすること。

4 質疑及び回答

- （1）受付日時：告示日から令和 8 年 10 月 21 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出先及び方法

質疑をする場合は、石岡市ホームページから様式をダウンロードし、下記の電子メール又はファクシミリ番号へ送信すること。送信後、下記の電話番号へ送信の確認をすること。なお、持参又は郵便（一般書留又は簡易書留）による提出も認める。

総務部 情報政策課 電子メール jouhouka@city.ishioka.lg.jp

ファクシミリ番号 0299-23-1127 電話番号 0299-23-1111

(3) 回答日時及び方法

令和8年10月23日（金）までに、質疑者に回答するとともに、石岡市ホームページに掲載する。

5 入札参加申請

本入札に参加する者は、次の方法により参加申請をしなければならない。

(1) 申請方法

「一般競争入札参加申請書」及び同申請書に記載の添付書類を(3)に記載する電子メール又はファクシミリ番号へ送信すること。送信後、下記の電話番号へ送信の確認をすること。なお、持参又は郵便（一般書留又は簡易書留）による提出も認める（宛先は 6 入札方法等(3)に同じ）。押印は不要。

(2) 申請期間

告示日から令和8年10月23日（金）午後5時まで

(3) 提出先

総務部 情報政策課 電子メール jouhouka@city.ishioka.lg.jp

ファクシミリ番号 0299-23-1127 電話番号 0299-23-1111

6 入札方法等

(1) 入札方法

書面による入札書の提出（以下、「紙入札」という。）による。石岡市が指定する様式「入札書（紙入札用）」を使用し、「くじ番号」を記入の上、記名押印をすること。「くじ番号」の記入が無かった場合には、「000」として扱うものとする。

(2) 入札書等の受付期間

令和8年10月26日（月）午前9時から令和8年11月5日（木）正午まで

(3) 入札の添付書類提出先

- ・郵便（一般書留又は簡易書留）による提出の場合

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 総務部 情報政策課あて

（ポストには投函しないでください。郵便局の窓口にお出しください。）

- ・持参による提出の場合

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所 地下1階 情報政策課執務室

※封筒には業務件名、入札日、会社名の記載があること。

(4) 入札の辞退

入札参加を辞退する場合は、「入札辞退届」を（3）の提出先に提出すること。

7 入札額の記載について

(1)「入札額（売却額）」

「入札額（売却額）」の算定は、下記の（2）（3）の算出金額の合計（税抜）とし、市の歳入となる場合は、正（+）の数字で記載すること。

(2)「引取（買取）」

買取人が代金を支払うことを見積った場合：正（+）の数字で算出すること。買取額は、必要な一切の費用（運搬、処理費等）を差し引いた金額とする。

(3)「処分」

買取人が代金を受け取ることを見積った場合：負（-）の数字で算出すること。処分額は、必要な一切の費用（運搬、処理費等）のすべてが含まれたものとする。

8 入札（開札）

(1) 入札（開札）日時：令和8年11月6日（金）午前9時

(2) 入札（開札）場所：石岡市役所 本庁 1階 103会議室 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

(3) 入札（開札）の立会い

開札の際の立会いを希望する場合は、当該入札案件の入札参加者とし、6入札方法等（2）に記載する入札書等の受付期間内に「入札（開札）立会い希望申請書」を総務部情報政策課へファクシミリで送信すること。（ファクシミリ番号 0299-23-1127）なお、会場の都合により、立会は原則1社1名とする。入札参加者が立会いできない場合は、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により、当該入札事務に関係のない職員が立ち会うこととする。

(4) 入札結果の公表：落札決定後、石岡市ホームページに入札結果を掲載する。

9 落札者の決定方法

(1) 最高価格者及び落札者の決定は、予定価格以上の最も高い入札額にて申込みをした者とする。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札を保留とした上で、くじにより落札候補者を決定する。

(3) 最高価格者がやむを得ない理由等により契約に至らなかった場合には、次点の入札価格者を最高価格者及び落札者と決定し契約を行うこととする。

10 入札の無効

以下に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者の入札

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札

(3) 談合等、公正な入札を害する行為又はその疑いが払拭できないとされた場合の入札

(4) 入札書が2通以上提出された入札

(5) 入札時の添付書類に不備があった入札

(6) 公表した予定価格を下回る金額での入札

- (7) 入札告示に定める期限までに情報政策課に未着の入札書を提出した者の入札
- (8) 入札価格を訂正した入札書を提出した者の入札
- (9) 金額欄の不明確な記載及び訂正等をした入札
- (10) 参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が存在する場合の入札
 - ア 資本関係において親会社と子会社の関係にある場合
 - イ 資本関係において親会社を同じくする子会社同士
 - ウ 人的関係において一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - エ 人的関係において一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - オ その他上記アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) 前各号のほか入札告示又は石岡市の契約に関する規則等の入札条件に違反した入札

11 その他

- (1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札告示に定めるものとする。
- (2) 落札決定通知書により決定のあった翌日から、7日以内に石岡市と契約を締結すること。
- (3) 契約締結後、当市から納付書の送付があった日から14日以内に契約金を納めること。